

○裾野市中小企業・小規模企業振興基本条例

令和元年12月11日

条例第22号

裾野市は静岡県の東、富士山のふもとに広がり、東には箱根外輪山、西には愛鷹連山と豊かな自然に囲まれ、気候は温暖で企業立地も進み、豊かな自然と産業が調和したまちである。東京から100km圏内という交通利便性の優位性を活かし、産業集積が進み働く世代が多いことから、新しい産業の育成や発展をみんなで支え、産業と地域が調和することで生きがいのある働きやすいまちを目指している。

「中小企業憲章」において中小企業は国家の財産ともいうべき存在であるとうたわれているとおり、裾野市における中小企業及び小規模企業も、市内事業所の多くを占めており、裾野市の産業を支える根幹となっているほか、取引先や市民等の様々な需要に対応し、その技術や人材を活かして裾野市の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、人口減少や少子高齢化という社会的環境変化の影響を受け、人材不足により生産拡大ができない状況や後継者不足による廃業、売り上げの低迷等の課題や経済のグローバル化による価格競争の激化等の課題を抱えている。

このような状況の中で、市内の産業を支え多くの雇用を創出している中小企業及び小規模企業が、活力を十分に発揮することは裾野市の将来にわたる発展に有益なものであることを改めて認識する必要がある。裾野市は中小企業及び小規模企業の振興を重要な施策の一つと位置づけ、市や企業・事業所、市民が果たすべき責務や役割を明確にした上で、中小企業及び小規模企業の振興及び持続的な発展を図るためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務や中小企業等の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、中小企業及び小規模企業の振興のために行う基本的な施策を定めることにより、中小企業及び小規模企業の振興を図り、もって地域経済・地域産業の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に

事務所又は事業所を有するものをいう。

- (3) 中小企業等 中小企業及び小規模企業をいう。
- (4) 中小企業等支援機関 商工会法(昭和35年法律第89号)第1条に規定する商工会、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第70条に規定する中小企業団体中央会その他中小企業の経営に関する支援を行う機関をいう。
- (5) 大企業 中小企業等以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法第3条第2号に規定する信用協同組合その他の金融に関する業務を行う機関であって、市内中小企業等の支援を行うものをいう。
- (7) 教育機関等 教育委員会及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成する機関をいう。
- (8) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学している者及び市内に土地又は建物を所有する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が日々自ら創意工夫や自主的な努力を促進することにより行わなければならない。

- 2 中小企業等の振興は、中小企業等が多様な地域活動を通じて地域経済の活性化を促進し、多くの雇用を創出するなど、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識のもとに行わなければならない。
- 3 中小企業等の振興は、画一的な支援にとどまらず、中小企業等の持続的な発展のために創業から成長、発展、成熟という企業の成長段階に応じた支援が重要であることを踏まえて行わなければならない。
- 4 中小企業等の振興は、市、中小企業等、中小企業等支援機関、大企業、金融機関、教育機関等に市民を加えた地域社会全体が協働し、市民生活や自然及び社会環境に配慮した上で行われるという認識のもとに行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業等の振興に関する施策を経済的社会的環境の変化に応じて、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、施策の実施に当たっては、第2条に定義する関係機関と連携するとともに、中小企業等の振興に関する情報共有を図るよう努めなければならない。
- 3 市は、地域社会における中小企業等の重要性について、市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(中小企業等の責務)

第5条 中小企業等は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応するため、相互に連携を図りながら協力し、主体的かつ積極的に経営の向上に努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 中小企業等は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識のもと、人材の育成及び確保に努めるとともに、地域経済の発展はもとより地域社会の維持及び発展にも寄与するよう努めなければならない。
- 3 中小企業等は、その技術力を維持及び向上させるための手段として、事業承継による持続的な発展に努めなければならない。

(中小企業等支援機関の役割)

第6条 中小企業等支援機関は、基本理念にのっとり、相談、指導、人材の育成等を行うことを通じて中小企業等の事業活動を積極的に支援するとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努め、組織の持つ特徴や支援能力を最大限に活かし、有益な支援を積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 中小企業等支援機関は、自らの支援機能及び支援の能力の向上に努めなければならない。

(大企業の役割)

第7条 大企業は、基本理念にのっとり、中小企業等の振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、市の企業間連携の特性を理解した上で中小企業等との連携及び協力を深めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、地域経済や市民生活における中小企業等の役割について理解が深まるよう努めるとともに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業等が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金供給、経営相談その他の方法により支援すると

もに、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の役割)

第10条 市民は、中小企業等が地域経済の活性化及び市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本的施策)

第11条 市は、中小企業等の振興を図るための基本的施策として次のことを実施しなければならない。

- (1) 安定的な中小企業等の事業活動の支援及び経営基盤の強化のため、必要な施策を講ずること。
- (2) 経済的社会的環境の変化に対応した中小企業等の経営の革新を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (3) 円滑な中小企業等の創業を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (4) 中小企業等の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるよう、必要な施策を講ずること。
- (5) 多様な需要に応じた新たな商品の販売先の開拓及び取引の拡大を目指して行う中小企業等の取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (6) 今後、少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少していくおそれがあることを踏まえ、中小企業等の事業活動を担う人材の育成及び確保を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (7) 中小企業等に対して、経営の向上のために有用な新たな技術、新たなサービス等に関する情報の提供を行うため、必要な施策を講ずること。
- (8) 中小企業等の振興に必要となる情報の提供や共有することを目的とする産学官金連携(中小企業等、大企業、教育機関等、国、他の地方公共団体及び市並びに金融機関が相互に連携することをいう。)によるネットワークを構築するため、必要な施策を講ずること。
- (9) 後継者の育成その他の中小企業等の円滑な事業の承継のための取組を支援するため、必要な施策を講ずること。
- (10) 中小企業等の振興のための施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めること。
- (11) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達に当たり、予算の適正な執行に留意の上、

中小企業等の受注機会の増大に努めるとともに、必要な行政上の措置を講ずるよう努めること。

(中小企業等振興推進会議)

第12条 中小企業等の振興を図るため、裾野市中小企業等振興推進会議(以下この条において「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、地域の経済状況や中小企業等を取り巻く環境についての情報交換を行うとともに、各機関で実施されている支援内容を共有し、その内容や今後の方針について協議し検討する。
- 3 会議は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 中小企業等を代表する者
 - (2) 中小企業等支援機関を代表する者
 - (3) 大企業を代表する者
 - (4) 金融機関を代表する者
 - (5) 教育機関等を代表する者
 - (6) 行政機関を代表する者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市長は、委員が第4項各号に掲げる者としての本来の職を離れた場合であっても、その職の経歴を考慮した上で引き続き任用することができる。
- 7 会議に、議長及び副議長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。